

令和 8 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和 8 年 6 月 1 8 日

午後 3 時

箕面市役所本館 2 階特別会議室

箕 面 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 6 回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第 1		会議録署名委員の指定
第 2		教育長報告
第 3	報告第 8 2 号	箕面市学校防災指針改訂の件
第 4	議案第 6 1 号	児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件
第 5	議案第 6 2 号	箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱改正の件
第 6	議案第 6 3 号	箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱制定の件
第 7	議案第 6 4 号	箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
第 8	議案第 6 5 号	箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
第 9	議案第 6 6 号	箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱制定の件
第 10	議案第 6 7 号	箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱改正の件
第 11	報告第 8 3 号	工事請負契約締結の件
第 12	報告第 8 4 号	工事請負契約締結の件
第 13	議案第 6 8 号	箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件
第 14	報告第 8 5 号	箕面市教育委員会人事発令の件
第 15	報告第 8 6 号	箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
第 16	報告第 8 7 号	箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件

第 17	議案第69号	箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会 職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分 の件
------	--------	---

教育長報告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
5	21	木	教育委員会協議	別館6階教育委員会室	
			令和8年第5回教育委員会定例会	本館3階委員会室	
			箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	東生涯学習センター	
5	29	金	箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	西南生涯学習センター	
5	30	土	箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	止々呂美ふるさと自然館	
				総合保健福祉センター	
6	2	火	教育委員会協議	オンライン	
6	6	土	歯っぴい健康フェスタ	総合保健福祉センター	
6	9	火	教育委員会協議	オンライン	

2 教育長

項 目	内 容
令和8年第2回 箕面市議会定例会	会期 令和8年6月1日から6月23日まで 本会議 第1日： 6月 1日 第2日： 6月 2日 第3日： 6月 3日 文教常任委員会： 6月 3日
文教常任委員会 (6月3日)	質問項目 〈学校教育部〉 ○部活動地域展開事業について ○本のまち箕面の推進について 〈子ども未来部〉 ○私立幼稚園に対する障がい児加配補助金について
教育行政の課題等	○ 大阪府豊能地区教職員人事協議会会議 日時 令和8年5月28日(木) 午前10時～11時30分 場所 豊中市役所 第一庁舎6階 教育委員会 内容 (1)議案審議 令和7年度(2025年度)事業報告の認定について 他6件 (2)その他 ○ 令和8年度(2026年度)第1回豊能地区教育長協議会 日時 令和8年5月28日(木) 午前11時30分～12時 場所 豊中市役所 第一庁舎6階 教育委員会 議案 (1)令和7年度(2025年度)事業報告及び決算報告について (2)令和8年度(2026年度)予算(案)及び事業計画(案)について (3)その他

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要	
5	21	木	箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	東生涯学習センター	・子育て・教育施策の現状と今後の方向性の説明について ・意見交換	5人
5	28	木	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(新規ケース)	特別会議室	児童虐待事例の進行管理	28人
5	29	金	箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	西南生涯学習センター	・子育て・教育施策の現状と今後の方向性の説明について ・意見交換	20人
5	30	土	箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	止々呂美ふるさと自然館	・子育て・教育施策の現状と今後の方向性の説明について ・意見交換	10人
			箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会	総合保健福祉センター	・子育て・教育施策の現状と今後の方向性の説明について ・意見交換	20人
6	3	水	園長会(幼稚園・認定こども園)	市役所別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・行事等について	4人
			所長会(保育所・認定こども園)	市役所別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・文書引き継ぎについて ・夏の遊びについて	4人
			園所長会	市役所別館2階厚生室	・事務連絡 ・研修計画について ・行事について ・公開保育について	8人
6	10	水	校長経営会議	オンライン	各校における児童生徒のタブレット端末使用状況について等	28人
			箕面市要保護児童対策協議会代表者会議	特別会議室	・箕面市要保護児童対策協議会の運営について ・令和7年度活動報告 ・令和8年度活動計画 ・講演	25人

報告第82号

箕面市学校防災指針改訂の件

箕面市学校防災指針の一部改訂について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別添1のとおり

（提案理由）

新たな防災気象情報の運用開始に伴い、基準となる警報等の種類を変更するため、箕面市学校防災指針の一部を改訂したので報告するものである。

議案第61号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則改正の件

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、児童福祉法による費用の徴収に関する規則（平成30年箕面市教育委員会規則第10号）の一部改正を提案するものである。

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 印

箕面市教育委員会規則第 号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する

規則

児童福祉法による費用の徴収に関する規則（平成三十年箕面市教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表備考第四号(3)中「及び第14項」を「、第14項及び第15項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表備考の規定は、令和七年十月以後に実施された助産及び母子保護に係る費用徴収額の判定について適用し、同月前に実施された助産及び母子保護に係る費用徴収額の判定については、なお従前の例による。

議案第62号

箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱改正の件

箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

後援名義使用承認通知書等について公印の押印を省略するため、箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱（令和6年箕面市教育委員会訓令第58号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

学校教育部長

箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 印

第五条中「市長」を「教育長」に改める。

様式第二号及び様式第三号中

「箕面市教育委員会教育長 氏 印」を

「箕面市教育委員会教育長 氏 氏 印」に改める。

（公印）

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

議案第63号

箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱制定の件

箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱を下記のとおり制定する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

こども家庭庁支援局長通知「ひとり親家庭学び直し支援事業の実施について」（令和8年4月9日こ支家第172号）の施行に伴い、箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるため、本要綱の制定を提案するものである。

箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践スキルを獲得するため、働きながら学士等の学位を取得できるよう大学授業料等の一部を給付金として補助することにより、ひとり親家庭の親のキャリアアップを支援し、より良い条件での就職又は転職につなげることを図り、ひとり親家庭の自立の促進に寄与することを目的とする。

(箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業)

第二条 箕面市ひとり親家庭学士等取得支援事業は、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すひとり親家庭の親に、ひとり親家庭学士等取得支援給付金（以下「給付金」という。）を給付する事業をいう。

(支給対象者)

第三条 給付金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に二十歳未満の児童を扶養している者という。以下同じ。）で、次に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。ただし、既に学士、修士又は博士の学位を取得している者は対象としない。

一 ひとり親家庭の親が箕面市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成二十一年箕面市教育委員会訓令第二号）第四条の規定に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「母子・父子自立支援プログラム」という。）の策定等の支援を受けている者であること。

二 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況から判断して、学士等の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学士又は短期大学士をいう。以下同じ。）を取得することが適職に就くために必要と認められること。

三 過去に給付金を受給していないこと。

（対象課程）

第四条 給付の対象となる課程（以下「対象課程」という。）は、大学（学校教育法に規定する大学（同法第百三条に規定する大学を除く。）をいう。以下同じ。）の課程（夜間及び通信の課程を含み、専門資格の取得を目的とする課程を除く。）とし、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定を受けた課程とする。ただし、大学に在籍して高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支給対象となる場合並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及び雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の規定による一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象となる場合は、給付金の支給対象としない。

（支給額等）

第五条 給付金の支給額は、対象者が対象課程の修学のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に百分の六十を乗じて得た額（その額が修学年数に四十万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に

四十万円を乗じて得た額」とする。ただし、百六十万円を上限とする。

(事前相談の実施)

第六条 教育長は、給付金の支給に際し、事前に修学を希望するひとり親家庭の親からの相談に応じ、受給要件について聴取等を行い、修学の必要性の確認を行うものとする。

2 教育長は、前項の事前相談において、ひとり親家庭の親の希望職種、生活の展望等を聴取し、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、学士等の学位を取得することにより自立が効果的に図られると認められる場合は、対象者とする。

(受給要件の審査等)

第七条 給付金の支給を受けようとする者は、修学開始前に自らが修学しようとする課程について、ひとり親家庭学士等取得支援給付金修学課程指定申請書(様式第一号。以下「修学課程指定申請書」という。)を教育長に提出し、修学課程の指定を受けなければならない。

2 修学課程指定申請書の提出に当たり、次の書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

一 当該申請者及びその児童に係る次の書類

イ 戸籍謄本又は抄本

ロ 世帯全員の住民票の写し。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、市内に居住することを確認できる書類をもって代えることができる。

二 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

三 自らが修学しようとする課程に関するパンフレット等の資料の写し

四 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書又は職歴がない旨について記載した申立書

3 教育長は、修学課程指定申請書の提出があったときは、受給要件の審査を行い、速やかに修学課程の指定の可否を決定し、その旨をひとり親家庭学士等取得支援給付金修学課程指定通知書（様式第二号。以下「修学課程指定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。（給付金の支給等）

第八条 給付金の支給は年次ごととし、給付金の支給を受けようとする者は、修学課程の各年次の修了日から起算して三十日以内に、教育長に対してひとり親家庭学士等取得支援給付金支給申請書（様式第三号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 支給申請書の提出に当たり、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合及び家庭状況等が修学課程指定通知書提出時と相違がない場合は、省略することができる。

一 前条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

二 修学課程指定通知書

三 大学の長が、その大学の規則に基づいて、対象者の課程の修了を認定する卒業証明書又は課程の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する成績証明書及び学年が確認できる在学証明書

四 大学の長が、対象者本人が修学のために支払った入学金及び授業料について発行した領収書

3 教育長は、支給申請書を受理したときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、支給の決定を行ったときは、その旨をひとり親家庭学

士等取得支援給付金支給決定通知書（様式第四号）により当該申請者に通知するものとする。

4 教育長は、修学開始前に対象課程の指定を受けていない者のうち、修学開始前に修学課程指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、修学した課程が適職に就く観点から適当と認められる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、修学課程の指定を受けたものとみなすことができる。

（転入者に対する支給）

第九条 他の地方公共団体において修学課程の指定を受けた後、本市に転入したひとり親家庭の親（当該他の地方公共団体から当該制度による学士等取得支援給付金を受けた者を除く。）は、本市において再審査の上、給付金の給付を行うことができる。この場合における手続については、前条の規定を準用する。

（指定等の取消し等）

第十条 教育長は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により修学課程の指定又は給付金の支給の決定を受けたときは、第七条第三項の規定による修学課程の指定又は第八条第三項の規定による給付金の支給の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（委任）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

ひとり親家庭学士等取得支援給付金修学課程指定申請書

年 月 日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

申請者氏名

次の課程について、ひとり親家庭学士等取得支援給付金の対象課程としての指定を申請します。
 また、申請に当たっては、ひとり親家庭学士等取得支援給付金の受給要件を審査するため、市区町村における住民基本台帳の内容及び受給要件に関することについて、箕面市教育委員会教育長が確認することに同意します。

① 氏名 (申請者)	カガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 住所	〒 -		電話 () -
③ 大学の名称			
④ 学科等の名称			
⑤ 修学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (修学開始日)		
⑥ 所要費用 (予定)	入学金 円、授業料 円 合計額 円		
⑦ 高等教育の修学支援新制度受給資格の有無	修学開始日現在において高等教育の修学支援新制度の受給資格が ある・ない。		
⑧ 公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	修学開始日現在において公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格が ある・ない。		
⑨ 過去の受給の有無	過去に学士等取得支援給付金を受けたことが ある・ない。		
(備考)			
	受理番号:		

裏面の注意事項をお読みください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、大学の課程の修学について支払う入学金及び授業料です。
- 2 支給の対象となるのは、入学金及び授業料の合計額の6割相当額です。
- 3 指定申請書に記載された修学開始日や所要費用（予定）については、大学に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、修学課程修了後に大学により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 修学課程の指定後、大学の入学を取りやめた場合、修学課程の途中でやめた場合や休学した場合は、箕面市教育委員会教育長にその旨を報告してください。
- 6 ひとり親家庭学士等取得支援給付金の支給を受けるためには、大学より修学課程修了の証明を受け、修学課程の各年次の修了日から起算して30日以内に、あらためて「ひとり親家庭学士等取得支援給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭学士等取得支援給付金修学課程指定通知書

			番 号：
① 氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 住 所	〒	—	電話 () —
③ 大学の名称			
④ 学科等の名称			
⑤ 修学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (修学開始日)		
⑥ 所要費用 (予定)	入学金 円、授業料 円 合計額 円		
(備考)			

様

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭学士等取得支援給付金修学課程指定申請書に基づき審査し、上記のとおり指定することとしたので通知します。

年 月 日

箕面市教育委員会教育長 氏 名 印

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、大学の課程の修学について支払う入学金及び授業料です。
- 2 支給の対象となるのは、入学金及び授業料の合計額の6割相当額です。
- 3 指定申請書に記載された修学開始日や所要費用(予定)については、大学に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、修学課程修了後に大学により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 修学課程の指定後、大学の入学を取りやめた場合、修学課程の途中でやめた場合や休学した場合は、箕面市教育委員会教育長にその旨を報告してください。
- 6 ひとり親家庭学士等取得支援給付金の支給を受けるためには、大学より修学課程修了の証明を受け、修学課程の各年次の修了日から起算して30日以内に、「ひとり親家庭学士等取得支援給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭学士等取得支援給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

申請者氏名

ひとり親家庭学士等取得支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

① 氏名 (申請者)	カガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 住所	〒 —	電話 () —	
③ 大学の名称			
④ 学科等の名称			
⑤ 修学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (修業開始日)		
うち支給期間	うち 年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)		
⑥ 所要費用 (予定)	入学金 円、授業料 円 合計額 円		
(備考)			

(注意)

- 1 支給申請期間は、各年次の修了日から起算して30日以内です。
- 2 支給申請における所要費用については、支給申請期間に支払った入学金、授業料を記入してください。

ひとり親家庭学士等取得支援給付金支給決定通知書

年 月 日

様

箕面市教育委員会教育長 氏 名 印

先にあなたから提出のありました、ひとり親家庭学士等取得支援給付金支給申請書に基づき審査の上、次のとおり決定したので通知します。

		番 号：	
① 氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 住 所	〒 -	電話 () -	
③ 大学の名称			
④ 学科等の名称			
⑤ 修学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (修業開始日)		
⑥ 所要費用 (予定)	入学金 円、授業料 円 合計額 円		
⑦ 支給決定額	円 (円 × = 円)		

(教示)

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市教育委員会）を提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することはできません。

議案第64号

箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件

箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

こども家庭庁支援局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（令和8年4月9日こ支家第180号）の施行に伴い、関係規定を整備するため、箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成17年箕面市教育委員会訓令第7号）の一部改正を提案するものである。

箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成十七年箕面市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡部 清花 印

第三条中「ひとり親家庭の親」の次に「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項又は第二項に定める配偶者のない者であつて現に二十歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により指定を受けた講座の受講中に、現に扶養する児童が二十歳に到達した場合は、当該講座の受講修了までの間は、引き続き対象者とする。

第五条第一項第一号中「特定一般教育給付金」を「特定一般教育訓練給付金」に改め、同項第四号中「前号」を「前各号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 准看護師の養成機関の課程を修了する者が継続して看護師の養成機関に修業する場合における第一項の規定の適用については、同項第二号中「百六十万円」とあるのは「二百万円」とし、同項第三号中「二百四十万円」とあるのは「三百万円」とする。

第七条第二項第一号中「戸籍謄本」を「当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本」に改める。

第八条第五項中「雇用保険法施行規則第一百一条の二の十二第四項」を「雇用保険法施行規則第一百一条の二の十三第四項」に改める。

様式第一号中「（上限160万円）」を「で上限160万円（准看護師

から看護師の養成機関に引き続き修業する場合は上限２００万円）」に改める。

様式第１１号中「（上限１６０万円）」を「で上限１６０万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き修業する場合は上限２００万円）」とし、「（上限２４０万円）」を「で上限２４０万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き修業する場合は上限３００万円）」に改める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は令和八年四月一日から適用する。

議案第65号

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

こども家庭庁支援局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（令和8年4月9日こ支家第180号）の施行に伴い、関係規定を整備するため、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成25年箕面市教育委員会訓令第27号）の一部改正を提案するものである。

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成二十五年箕面市教育委員会訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花印

第一条中「受講期間」を「修業期間」に改め、「考慮し、」の下に「ひとり親家庭」を加え、「受講修了後」を「課程修了後」に改める。

第二条中「六月以上の養成機関の受講期間」を「養成機関における六月以上の課程の修業が予定されているもの」に、「受講期間」を「課程」に改める。

第三条第一項中「受講を開始した日」を「修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）」に改め、「ひとり親家庭の親」の下に「（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項又は第二項に定める配偶者のない者であつて現に二十歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「受講期間」を削り、「教育課程を受講」を「課程を修業」に改め、同項第三号中「受講」を「修業」に改め、同条第三項中「養成機関における受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）」を「修業開始日」に、「教育課程」を「課程」に、「前項」を「第一項」に改める。

第四条第六号中「専門実践教育訓練給付」を「雇用保険制度の専門実践教育訓練給付」に改め、同条第七号中「特定一般教育訓練給付」を「雇用保険制度の特定一般教育訓練給付」に改める。

第五条第一項中「受講」を「修業」に改め、同条第二項中「准看護師の

養成機関」を「准看護師の養成機関の課程」に、「を受講する」を「に修業する」に、「支給期間」を「支給対象期間」に、「四十八月」を「六十月」に改め、同条第四項中「受講を修了する者」を「課程を修了する者」に、「を受講する」を「に修業する」に改める。

第八条第一項中「受講を開始した日」を「修業開始日」に改め、同条第二項第四号及び同条第三項第一号中「受講」を「修業」に改め、同項第五号中「受講した教育課程」を「修業した課程」に改める。

第九条の見出し及び同条第三項中「受講」を「修業」に改める。

第十二条中「受講」を「修業」に改める。

様式第一号中「~~受講~~」を「~~修業~~」に、「~~受講期間~~」を「~~修業期間~~」に、「~~受講している資格~~」を「~~修業に係る資格~~」に改める。

様式第二号及び様式第五号中「~~受講~~」を「~~修業~~」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第二項の規定は、令和八年四月一日以後に看護師の養成機関において修業を開始した者及び同日において現に当該養成機関において修業している者についても適用する。

3 前項の場合において、施行日前に改正前の第五条第二項の規定に基づき支給対象期間を通算四十八月を超えない範囲で行われた決定については、改正後の第五条第二項の規定に基づき支給対象期間を通算六十月を超えない範囲で支給することができるものとする。

議案第66号

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱制定
の件

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱を下記のとおり
制定する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

こども家庭庁支援局長通知「母子家庭高等職業訓練促進継続給付金及び父子家庭
高等職業訓練促進継続給付金事業の実施について」（令和8年4月9日こ支家第18
1号）の施行に伴い、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業を実
施するに当たり、必要な事項を定めるため、本要綱の制定を提案するものである。

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花印

箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業実施

要綱

(目的)

第一条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父が児童の年齢を理由に、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、低所得であるひとり親家庭の親への就業の支援等の観点から、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成二十五年箕面市教育委員会訓令第二十七号。以下「促進給付要綱」という。）第一条に規定するひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）の受給中に児童が二十歳に到達した場合も引き続き訓練促進給付金と同等の給付金を支給し、自立を後押しするとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、ひとり親家庭高等職業訓練修了支援特別給付金を課程修了後に支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

(給付金の種類)

第二条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- 一 ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金（訓練促進給付金と同等の給付金をいう。以下「訓練促進継続給付金」という。）

二 ひとり親家庭高等職業訓練修了支援特別給付金（促進給付要綱第一条に規定するひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金と同等の給付金をいう。以下「修了支援特別給付金」という。）

（対象者）

第三条 訓練促進継続給付金の支給を受けることができる者（以下「訓練促進継続給付金支給対象者」という。）及び修了支援特別給付金の支給を受けることができる者（以下「修了支援特別給付金支給対象者」という。）は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第六条第一項又は第二項に定める配偶者のない者であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に二十歳以上の子その他これに準ずる者（当該配偶者のない者より年下の扶養親族をいう。以下「子」という。）を扶養している者をいう。）であつて、養成機関において修業を開始し、子が二十歳に到達した日以後及び当該養成機関における課程を修了した日（以下「修了日」という。）において、次に掲げる要件の全てを満たす市内に居住する者とする。

一 母子家庭の母又は父子家庭の父（法第六条第一項又は第二項に定める配偶者のない者で現に二十歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。）として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であつて、子の二十歳到達後も引き続き養成機関において修業し、当該子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）時点において母子家庭の母又は父子家庭の父であること。

二 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。

三 就職を容易にするために必要な資格として箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関において六月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。

四 就業又は育児と修業の両立が困難と認められる者であること。

2 前項第二号の規定にかかわらず、本人の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えている場合であっても、超えたときから一年間に限り、訓練促進継続給付金支給対象者とすることができる。

（対象資格）

第四条 対象資格は、次のとおりとする。

- 一 看護師
- 二 准看護師
- 三 介護福祉士
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間六月以上の資格や講座
- 七 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間六月以上の資格や講座
- 八 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間六月以上かつ情報関係の資格や講座
- 九 前各号に掲げるもののほか、教育長が認める資格

（支給期間等）

第五条 訓練促進継続給付金の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、修業開始日から修了日までの期間に相当する期間（四十八月を上限とする。）から訓練促進給付金の支給対象期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

2 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関の課程を修了する者が、継続して、看護師の養成機関に修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間と通算して六十月を超えない範囲で支給するものとする。

3 訓練促進継続給付金は、一月を単位として支給するものとし、原則として支給対象期間の申請のあった日の属する月以後の各月において支給するものとする。

4 修了支援特別給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。なお、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関の課程を修了する者が、継続して、看護師の養成機関に修業する場合には、原則として看護師の養成機関の修了日を経過した日以後に支給するものとする。

（支給額等）

第六条 訓練促進継続給付金の支給額は、次の各号に掲げる訓練促進継続給付金支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 訓練促進継続給付金支給対象者及びその者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進継続給付金の支給の請求をする月の属する年度（四月から七月までに当該訓練促進継続給付金の支給を請求する場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民

税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及びひとり親家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額十万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については月額十
四万円）

二 前号に掲げる者以外の者 月額七万五百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については月額十一万五百円）

2 修了支援特別給付金の支給額は、次の各号に掲げる修了支援特別給付金支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 修了支援特別給付金支給対象者及びその者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 五万円

二 前号に掲げる者以外の者 二万五千円

3 第一項の訓練促進継続給付金及び前項の修了支援特別給付金の支給は、一人につき一回限りとする。

（事前相談の実施）

第七条 教育長は、訓練促進継続給付金の支給を希望する者に対して事前相談を行い、その者の資格取得への意欲、当該資格の取得見込み等及び生活状況について聴取し、訓練促進継続給付金の支給の必要性について把握するものとする。

(訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金の支給等)

第八条 訓練促進継続給付金の支給を受けようとする者は、修業開始日以後に、修了支援特別給付金の支給を受けようとする者は、修了日を経過した日以後に、それぞれひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書(様式第一号。以下「支給申請書」という。)を教育長に提出しなければならない。

2 訓練促進継続給付金の支給を受けようとする者は、支給申請書の提出に当たり、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

一 当該申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し。ただし、教育長が認める場合は、市内に居住することを確認できる書類をもって代えることができる。

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該申請者の前年(二月から七月までの間に申請する場合は、前々年。以下この号において同じ。)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族以外の者をいう。)及び生計維持児童(当該申請者の扶養親族でない児童で当該申請者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の

証明書を含む。)

ロ 当該申請者の前々年（一月から七月までの間に申請する場合は、三年前の年。以下この号において同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

三 当該申請者が第六条第一項第一号に掲げる者に該当する場合は、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者（当該申請者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものを含む。次項第四号において同じ。）の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

四 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

3 修了支援特別給付金の支給を受けようとする者は、支給申請書の提出に当たり、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によつて確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

一 当該申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該申請者の前年（一月から七月までの間に申請する場合は、前々年。以下この号において同じ。）の所得の額並びに加算対象扶

養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができるとする書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ロ 当該申請者の前々年（一月から七月までの間に申請する場合は、三年前の年。以下この号において同じ。）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができるとする書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

三 当該申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）。ただし、教育長が認める場合は、市内に居住することを確認できる書類をもって代えることができる。

四 当該申請者が第六条第二項第一号に掲げる者に該当する場合は、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）における状況を証明できるものに限る。）

五 当該養成機関における修業に関する修了証明書

4 前項の修了支援特別給付金の申請は、修了日から起算して三十日以内

に行わなければならない。ただし、教育長がやむを得ない事由があったと認めるときは、当該期間を超えて申請することができる。

- 5 教育長は、支給申請書の提出があつたときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給の決定を行ったときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給決定通知書（様式第二号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

- 第九条 教育長は、訓練促進継続給付金の支給を受けている受給者（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していること及び出席状況を確認するため、当該受給者に対し、定期的に養成機関の長が発行する単位取得証明書等の提出及び出席状況に関する報告その他訓練促進継続給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。
- 2 休学等により資格取得の見込みがなく、かつ、月の初日から末日まで一日も養成機関に出席しなかった場合は、当該月の訓練促進継続給付金は、支給しない。ただし、夏期休暇等の年間学習課程に組み込まれている期間については、この限りではない。

- 3 受給者は、ひとり親家庭の親でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、やむを得ない事由があるときを除き、その日から十四日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等（受給資格喪失・支給決定変更）届（様式第三号）により教育長に届け出なければならない。
- 4 受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は

世帯を構成する者（当該受給者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があつたときは、やむを得ない事由があるときを除き、その日から十四日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等（受給資格喪失・支給決定変更）届（様式第三号）により教育長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し等）

第十条 教育長は、前条第三項の規定による届出があつたときその他受給者が支給要件に該当しなくなったと認めるときは、その支給決定を取り消し、ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等受給資格喪失通知書（様式第四号）により遅滞なく、その旨を当該受給者に通知するものとする。

2 教育長は、前条第四項の規定による届出があつたとき又は受給者が変更事由に該当すると明らかに認められ、当該受給者の支給決定内容に変更が生じるときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給決定変更通知書（様式第五号）により、遅滞なく当該受給者に通知しなければならぬ。

（訓練促進継続給付金等の返還）

第十一条 教育長は、偽りその他不正の手段により訓練促進継続給付金又は修了支援特別給付金の支給を受けた者があるときは、その者から支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

（転入者に対する支給）

第十二条 他の地方公共団体において訓練促進継続給付金の給付を受けて修業をしている途中で転入してきた者は、支給対象期間から訓練促進継続給付金を受給済みの月数を除いた月数を限度として、訓練促進継続給付金を受給することができる。

(委任)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、訓令の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 准看護師の養成機関の課程を修了する者が、継続して、看護師の養成機関で修業する場合、令和七年度以前に修業を開始し、令和八年四月一日時点において現に修業している者については、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給対象期間を通算して六十月を超えない範囲で支給することができる。

ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給決定通知書

年 月 日

様

箕面市教育委員会教育長 氏 名 印

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書に基づき審査し、次のとおり決定したので通知します。

決定番号：

給付金の種類	高等職業訓練促進継続給付金 ・ 修了支援特別給付金
養成機関名	
支給に係る資格	
支給対象期間	年 月 ～ 年 月
支給額	
備考	

（注意）

- ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金の支給を受けるためには、養成機関の発行する出席状況を証明できる書面を、毎月初めに提出することが必要です。当該証明の提出がない場合は、支給を停止します。
- 所得状況に変更があったとき、もしくは世帯状況に異動があったときは、14日以内に届け出てください。
- ひとり親家庭の親でなくなった場合、本市に住所を有しなくなった場合、養成機関での修業を取りやめた場合等、支給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。

（教示）

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市教育委員会）を提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することはできません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等受給資格喪失通知書

年 月 日

様

箕面市教育委員会教育長 氏 名

次のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等を受ける資格がなくなったので、通知します。

	決定番号：	
氏 名	フリガナ	
住所・電話番号	(〒 —)	電話 () —
受給資格がなくなった理由		
受給資格がなくなった日	年 月 日	
備考		

(教示)

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市教育委員会）を提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することはできません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給決定変更通知書

年 月 日

様

箕面市教育委員会教育長 氏 名 印

次のとおりひとり親家庭（高等職業訓練促進継続給付金・修了支援特別給付金）について支給決定内容を変更しましたので、通知します。

		決定番号：
給付金の種類	高等職業訓練促進継続給付金 ・ 修了支援特別給付金	
変更した理由		
変更が発生した日	年 月 日	
変更後の支給額		
備考		

(注意)

- 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金の支給を受けるためには、養成機関の発行する出席状況を証明できる書面を、毎月初めに提出することが必要です。
当該証明の提出がない場合は、支給を停止します。
- 2 所得状況に変更があったとき、もしくは世帯状況に異動があったときは、14日以内に届け出てください。
- 3 ひとり親家庭の親でなくなった場合、本市に住所を有しなくなった場合、養成機関での修業を取りやめた場合等、受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。

(教示)

この決定については、この通知書を受け取った日から3月以内に、箕面市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
また、この通知書を受け取った日から6月以内に、取消訴訟（被告：箕面市、代表者：箕面市教育委員会）を提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することはできません。

議案第67号

箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱改正の件

箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱（令和6年箕面市教育委員会訓令第35号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱（令和六年箕面市教育委員会訓令第三十五号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

第二条第二号中「児童福祉法第十八条の四」を「法第十八条の四」に、「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「及び同条第十項」を「同条第十一項に規定する主務保育教諭及び同条第十二項」に改める。

第五条第三号中「第二条第一項」を「第二条第一号」に、「同条第二項」を「同条第二号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市保育士確保対策支援事業地域支援補助金交付要綱の規定は、令和八年四月一日以後に採用された者について適用し、同日前に採用された者については、なお従前の例による。

工事請負契約締結の件

工事請負契約締結に係る箕面市長への要請について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立箕面小学校校長寿命化改修工事（その1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法第67号）第96条第1項第5号の規定による提案を箕面市長に要請したので報告するものである。

第 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 年 月 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 箕面小学校長寿命化改修工事（その1） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 359,700,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市白島三丁目3番1号
株式会社新生建工 箕面支店
支店長 木 下 幹 雄 |

（提案理由）

箕面小学校長寿命化改修工事（その1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

報告第84号

工事請負契約締結の件

工事請負契約締結に係る箕面市長への要請について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市立箕面小学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法第67号）第96条第1項第5号の規定による提案を箕面市長に要請したので報告するものである。

第 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 年 月 日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 契約の目的 箕面小学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その1）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 185,174,000円
- 4 契約の相手方 箕面市稲一丁目5番3号
株式会社三原工業
代表取締役 三 原 昌 治

（提案理由）

箕面小学校長寿命化改修に伴う機械設備工事（その1）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により提案するものである。

議案第68号

箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件

箕面市支援教育充実検討委員会委員を下記のとおり任命する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市支援教育充実検討委員会設置条例（令和4年箕面市条例第4号）第4条の規定に基づき、箕面市支援教育充実検討委員会委員を任命するため、提案するものである。

【別記】

箕面市支援教育充実検討委員会委員

氏 名 小 田 浩 伸
住 所
生年月日
選出区分 学識経験者
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 野 口 晃 菜
住 所
生年月日
選出区分 学識経験者
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 庭 山 和 貴
住 所
生年月日
選出区分 学識経験者
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 辻 野 夏 奈 江
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立小学校の代表者（校長）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 俵 積 田 武 志
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立中学校の代表者（校長）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 高 取 貞 光
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立小中一貫校の代表者（校長）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 楠 橋 淳 子
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立小学校の代表者（支援教育コーディネーター）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 文 真 悠
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立中学校の代表者（支援教育コーディネーター）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 小 山 智 恵 子
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立小学校の代表者（支援教育支援員）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 磯 口 貴 子
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立中学校の代表者（支援教育支援員）
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 斎 藤 舞 香
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立小学校支援学級保護者会の代表者
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

氏 名 塩 見 佳 奈
住 所
生年月日
選出区分 箕面市立中学校支援学級保護者会の代表者
任 期 令和8年7月17日から令和10年7月16日まで

報告第 85 号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 13 年箕面市教育委員会規則第 25 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026 年）6 月 18 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会において令和 8 年 4 月 6 日、同年 5 月 2 日、同月 7 日、同月 18 日、同月 25 日、同月 26 日、同月 27 日及び同年 6 月 1 日付けで行った人事発令について報告するものである。

箕面市教育委員会人事発令

《採用》

[令和8年6月1日付け]

氏名	発令内容	特記事項
村上 真弓	行政職員 学校教育部	任期付
辻村 美代子	行政職員 学校教育部	任期付
高畑 友菜	行政職員 学校教育部	任期付

《分限休職》

- 1 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)4月6日付け
- 2 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)5月2日付け
- 3 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)5月7日付け
- 4 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)5月25日付け
- 5 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)5月27日付け
- 6 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)6月1日付け

《復職》

- 1 対象者
発令日 令和8年(2026年)5月18日付け
- 2 対象者
発令日 令和8年(2026年)5月26日付け

《退職》

- 1 対象者
理由 一身上の都合のため
発令日 令和8年(2026年)5月27日付け

報告第 86 号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(提案理由)

去る令和 8 年 5 月 21 日に開催された令和 8 年第 5 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和 31 年箕面市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき報告するものである。

令和 8 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和8年第5回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年5月21日(木) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 渡 部 清 花 君
委 員 酒 井 康 生 君
教 育 長 職 務 代 理 者 飯 田 ひ と み 君
委 員 荒 木 友 博 君
委 員 桑 野 啓 子 君
委 員 廣 田 遥 君

1. 付議案件説明者

教 育 委 員 会 事 務 局 副 教 育 長 藪 本 正 博 君
学 校 教 育 部 長 金 城 忠 君
子 ど も 未 来 部 長 今 中 美 穂 君
学 校 教 育 部 副 部 長 三 島 新 平 君
子 ど も 未 来 部 副 部 長 山 田 睦 美 君
学 校 企 画 管 理 課 長 中 野 恵 太 君
青 少 年 育 成 課 長 福 田 浩 子 君
保 育 幼 稚 園 利 用 課 長 森 川 祥 充 君
教 育 総 合 政 策 課 長 渡 邊 弘 君

1. 出席事務局職員

教 育 総 合 政 策 課 係 長 東 裕 香 君
教 育 総 合 政 策 課 岡 順 一 君
教 育 総 合 政 策 課 黒 川 亜 美 君

教育総合政策課

諸 井 翔 五 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件
- 日程第 4 箕面市こども会活動促進業交付金交付要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 9 工事請負契約締結の件
- 日程第 10 工事請負契約締結の件
- 日程第 11 箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る意見提出の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会の所管に係る令和 8 年度箕面市一般会計補正予算
(第 1 号) の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会の所管に係る令和 7 年度箕面市一般会計補正予算
(第 8 号) の件
- 日程第 14 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第 15 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 17 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 18 行政文書部分開示決定に係る審査請求に関する箕面市情報開示審査会
からの答申及び裁決の件

(午後 3 時開会)

○教育長（渡部清花君）：ただ今から、令和 8 年第 5 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（渡部清花君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（渡部清花君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、桑野委員を指定いたします。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、昨日 5 月 20 日にホテルアウィーナ大阪にて令和 8 年度大阪府都市教育委員会連絡協議会の定期総会が開催されました。ご出席いただいた委員の皆様ありがとうございました。この会議ではご退任された教育委員

会委員に感謝状の贈呈が行われました。公務などもあり、ご欠席ではありましたが、藤迫前教育長には功労者表彰及び感謝状、高橋前教育委員には感謝状が送られました。お2人の功績に改めて感謝と敬意を表します。また、大阪府教育庁市町村教育室の吉野室長から、小中学校におけるチームとしての学校と新しい組織の形というテーマで、講演がありました。それぞれ先生をされていたかたはどういった受け止め方をされるのか、これまで組織という面で、教育委員会を見られてきた皆様はどういった考え方をされるかということグループディスカッションを通して考えながらでしたが、チームとしての学校、教科担任制、チーム担任制などの取組を導入している学校や自治体も増えているという一方で、制度そのものが目的化しないような整理が必要であるという視点に立ってのお話でした。ご案内のとおり学校の組織というものが、学年集団と校務分掌という2つの指揮系統を掛け合わせたマトリックス型の組織であり、その縦横の調整がうまくいかないと、一部の教職員に負担が集まったり、学年セクトが強まってしまったりして、学校全体の動きが停滞してしまうこと、特に、学級担任の先生がたが全部を1人でやるというところから、全部をみんなでやっていくという発想の転換が必要であるというお話もありました。ただし、負担の軽減そのものが目的ではなく、生み出された余白や時間を何に使うのが重要であるというところで学校業務に係る学校教師が担う業務の3分類の考えとも重なる部分があると感じました。また、チームで取り組むというところに主観を置くからこそ、共通の言語となる物差しやフィロソフィーが必要であり、先生がたの職人技だけに頼らず、客観的な指標をもとに持続可能なやり方を模索していく必要があるというお話もありました。講演後に会場からの質問が出てきており、大阪府として指標を定めるという考えはありますかというところだったのですが、府が一律に定めることの是非もあるんだという応答で、まさに校長先生や園長先生がたのリーダーシップというところも関わる部分であるのではないかと個人的には感じたところです。昨日の今日でしたので少し長めにお話しさせていただきましたが、他の教育長関係としては、第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が高知で開催され参加して参りました。毎回全国の都市教育長会議では文部科学省講話というものがあるそうで今年もあったのですが、まさに今議論の中にある新学習指導要領について、現在の検討状況や整理の方向性について、1時間半ノンストップで220ページを網羅的な説明がなされ、それがどういう形で現場においてきているのか、うちの自治体の制約状況はこうであるという話が休み時間に教育長同士でなされるという話だったのですが、これらを大きな方向性として踏まえながらも、まさに今お伝えした地理的条件や人口の条件などそれぞれの制約条件の中で、地域の社会資源をどう生かして、工夫や試行錯誤を重ねていくかということが問われていると感じた次第です。参加してきたものとしては5月はこんなところで

した。引き続き報告ですが、4月から子どもたちを見守り支えてくださってる地域の団体の集まりに全14校区を回らせていただいています。昨日までに6校区行ったというところなのですが、これまで積み重ねてこられた取組であったり地域ごとの思い、雰囲気の違いも、それぞれの地域の集まりでかなり異なっており、大変興味深いところです。また、学校や園の訪問というものも始まりまして、まずは校長先生がたのお話を伺いながら、校内のサポートルームを見せていただいて、そこに来ているお子さんがサポートルームを案内してくれたり、給食を一緒にいただきながらお話をしたり、部活動を見学したりしています。調整いただいている学校関係の皆様であったり、事務局の皆さんにも感謝申し上げます。今後は、就任直後で今訪問させていただいてるのですが、直後の訪問に限らず、教育委員の皆様と一緒に学校や園を訪問できる機会を楽しみにしています。最後に、今日から市内4ヶ所で「箕面の子育て・教育について教育委員会と語る会」という会が始まります。今日は第1回目で、東生涯学習センターで行います。これは初めての試みでもあるのですが、教育委員さんも一緒に、昨年度策定された教育大綱というものを軸に話していこうと。なかなか教育大綱を市民の皆さん、保護者の皆さん、存じ上げませんでしたというかたもいらっしゃるのでは、先ほどの共通言語を持つというところではないですが、私たちがそれぞれの現場で今行っていること、それが戻ってこられる場所としての教育大綱ということで、それを軸としながら、市民の皆さんと対話をしていきたいと思っております。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第18議案第60号「行政文書部分開示決定に係る審査請求に関する箕面市情報開示審査会からの答申及び裁決の件」は人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（渡部清花君）： まず、日程第3、議案第48号「箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件」から日程第5、議案第50号「箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。

○教育長（渡部清花君）： 議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部青少年育成課長に求めます。

- 学校教育部青少年育成課長　：　本件は、決定通知書などの様式について、指令番号の記載を文書番号へ変更し、公印の押印を省略するため、要綱の改正を提案するものです。
- 教育長（渡部清花君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（荒木友博君）　：　箕面市における「青少年を守る会」や「こども会」は、地域での担い手が年々少なくなってきた、同じ人がずっと続けているというところがあるので、新しい人を入れて、より活性化していく必要があるというのは各地域でやっていると思うので、簡略化することも良いと思いますが、市としても変更したものを分かりやすく説明する場を持っておいたほうが今後の発展につながっていくのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。
- 教育長（渡部清花君）　：　それでは、議案第 48 号から議案第 50 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（渡部清花君）　：　次に、日程第 6、議案第 51 号「箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件」から日程第 8、議案第 53 号「箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱改正の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。
- （“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）　：　異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。
- 教育長（渡部清花君）　：　議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長　：　本件は、補助金の対象となる施設に市内に所在する事業所内保育事業所を追加し、生活支援補助金の補助対象者である常勤職員の定義を明確化するため、要綱の改正を提案するものです。
- 教育長（渡部清花君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（荒木友博君）　：　現状の箕面市の保育士は足りているかどうか教えてください。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長　：　今年の 4 月入所に向けた入所選考にあたり、1 歳児について待機児童が 37 名出たという状況です。これにつきましては、保育士が足りないということで一部の施設において、受け入れが出来なかったということがありますので、そのような意味では保育士は足りていないという現状は変わっていないと思います。半年ごとに定点観測として、施設のほうに照会をかけていまして、採用者と離職者の数をモニタリングしております。始めたのは 2 年ぐらい前で、最新の分は現在集計中でございますけれども、採用

自体は増える傾向にはありますが、同時に離職者も同じように増えているという状況で、結局採用してもその分抜けていくというので、離職者の防止もあわせて大事だということを痛感しておるところです。

- 委員（飯田ひとみ君）： 37人の待機児童のそもそもの原因はどう考えられていますか。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長： まず37名ですが、保育施設の受け入れの数自体は変わっていないのですが、申請者自体がかなり増えています。それを人口で見てみたときに、去年の0歳児の出生数が増えています。さらに、0歳児の転入も増えています。これが令和8年4月の1歳児の申請者数に影響しているのではないかと考えています。結局、人が増えたけれども、受け入れをその分増やすことができなかつたので、結果それが待機につながったと評価をしております。
- 委員（飯田ひとみ君）： 令和9年度の予測と対策というものは、事前に考えていかなければならないと思いますけれども、本年4月1日時点の37人が少し多すぎるなど思うところもあるのですが、どういった対策を考えていますか。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長： いろいろ検討を進めている取組はあるのですが、子どもプランでは保育士が充足した上で既存施設の提供量で足りているというところだったのですが、実際はこの状況では足りないということで、既存施設の整備拡張や1歳児、2歳児枠の拡大、一時的な受け入れの拡大などを検討しているところです。
- 委員（酒井康生君）： 37名の待機児童という話なのですが、これがいつ解消されるのか、どれくらいの数で減っていく見込みなのかということを確認したいのですが、その前提として、教育委員からも過去何年間か待機児童を出さないということで一生懸命やってきたことが、なぜ今年こんなに多数一気に出てしまったんだということについてはかなり厳しい意見もあると思っています。もともと申請者数が想定よりも増えているから、待機児童が出てしまったという話だと思っているのですが、私の知り合いにも「箕面は本当に子育てしやすい」と言って引っ越しを検討して、引っ越して来られているかたもおられます。そのような人の期待を裏切ってしまうことになっていないのかなというようにもあって、その辺りは上振れの対応、あるいは待機児童が発生しても、それを頑張ってできる限り短期間で解消をしていくというようなことが信頼を維持するために大切ではないかと思っているので、あえてここで聞かせていただきたいなと思います。
- 子ども未来部保育幼稚園利用課長： 箕面市内の施設の空き状況で申しますと、1歳児の枠はほぼないので既存の施設が枠を増やしていただく以外の方法はないです。以前よりこういう場で、一部の施設がなかなか定員を増やしていただけないとお話したことはありますが、その他の既存施設の定員を引き続き増や

していただけるように交渉するとともに、先ほど申し上げました一時的な受け入れというものをできれば今年度中に拡大していただけるようなところを引き続き検討していきたいと考えています。

○委員（酒井康生君）：今のままでは今年度中には、到底解消できないということになるのでしょうか。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長：今年度中の解消について、確約は難しいと考えていますが、1人でも減らせるように努力してまいります。

○委員（酒井康生君）：努力しますでは大丈夫かなと思ってしまいます。こういう手段をとって、これで一定効果が得られれば、これくらい減っていく見込みというようなところまでは具体的に考えてもらいたいなという要望はあると思っていますので、可及的速やかにいろいろ協議させていただきたいなと思います。

○子ども未来部長：この状況を重く受け止めております。課長が申しましたように、定員以上に入れていただいているところ、そうではないところ、きちんと状況も確認しまして、保育士確保対策の補助金をたくさんいただいているので、効果検証もしっかり行いながら、少し視点を変えて、現在物価高騰なども含めて、法人の経営の先行きの観点から、定員拡大していても、将来的に子どもの推移やニーズがどうなんだというところもありますので、そのようなものもしっかりと見通しをお示ししながら、ここにこれだけ増やしていただくとか、それがいつごろ実現するのか、それが来年4月にできないのでしたら先ほど課長が「一時的な」と申し上げているのですけれども、これからの動向を見ると、残念ながら少子化のほうに向かっていくので、やみくもに認可施設をどんどん増やしていくということにはならないので、近隣市でも、いわゆる待機児童保育所という認可外で一時的にお預かりするというをやっている自治体もございます。ただ、これは認可ではございませんので、市の予算をどう効率的に使っていくかというところもありますので、来年度に向けて、また待機児童が増えました、もしくは待機児童が出たままですというようなことにならないように、すでにギアを上げて取り組んでおりますので、また適宜きちんとご報告をさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。

○教育長（渡部清花君）：それでは、議案第51号から議案第53号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第9、議案第54号「工事請負契約締結の件」、日程第10、議案第55号「工事請負契約締結の件」は関連案件ですので一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。
- 教育長（渡部清花君）：議案の朗読を省略し提案理由を学校教育部学校企画管理課長に求めます。
- 学校教育部学校企画管理課長：本件は、箕面市立第六中学校長寿命化改修工事その1及び機械設備工事その1-1の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定による提案を箕面市長に要請するものです。契約の内容としては、改修工事その1については、指名競争入札で落札した城下工務店有限会社と3億5,376万円で契約しようとするものです。また、機械設備工事その1-1については、指名競争入札で落札した株式会社増田設備と1億5730万円で契約しようとするものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（荒木友博君）：この工事内容にプールは入っていますか。
- 学校教育部学校企画管理課長：第六中学校については、プールの解体工事は含まれておりません。
- 委員（荒木友博君）：長期間になると思うので、子どもたちが毎日長時間過ごすのに当たって、騒音であったり、学びにくい環境にだけはならない工程でしっかりやっていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。
- 教育長（渡部清花君）：工事のところに關しては、学校訪問の中でもお声をいただくところなのですが、先生がた、校長先生も本当に工夫をしながら、通常運行は工事中なのでできないということが前提ですが、どのように学びが阻害されないかだったり、本来やりたかったことが制約されないかということ現場でも検討していただいているので、最大限のバックアップを教育委員会としてもできたらと改めて思います。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、議案第54号及び議案第55号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第11、議案第56号「箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る意見提出の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、箕面市生涯学習審議会委員の任命について、令和8年5月12日付けで箕面市長から意見の提出の依頼があったため、提案するものです。その内容といたしましては、議案書24ページ別記の箕面市生涯学習審議会委員の任命に係る人事案について、異議がない旨の意

見とするものです。なお、当該人事案については、箕面市生涯学習審議会条例第4条に規定する各委員区分に基づき作成されており、「学校教育の関係者」については箕面市立小中学校校長会から1名、「生涯学習又は社会教育の関係者」については箕面市社会福祉協議会や箕面市メイプル文化財団をはじめとする各関係団体から7名、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」については箕面市PTA連絡協議会から1名、それぞれ推薦のあった者としているほか、「学識経験者」として本市の生涯学習などに知見のある大学教授2名、「市民委員」として公募市民2名、計13名で構成されています。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第56号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第12、議案第57号「箕面市教育委員会の所管に係る令和8年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 本件は、令和8年度当初予算編成以降の事務の変更などに伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和8年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要性が生じたため、提案するものです。その内容につきましては、議案書28ページで、教育委員会事務局につきましては歳入におきまして、未来子ども基金繰入金として、30万円の増額を計上しています。学校教育部につきましては、歳出におきまして、令和8年度におけるみのお地域クラブへの参入が当初予算編成時の見込みから上回ったため、2,416万3千円の増額を計上しています。また、地方債補正として、市立小中学校における無線アクセスポイントに係る配備台数の変更を理由に事業費の見直しを行ったことに伴い、小中学校教育ICT環境整備事業において50万円の減額を計上しています。子ども未来部につきましては、歳入におきまして、母子等自立支援事業費補助金について、国庫補助金の対象となることに伴い、93万円の増額を、歳出におきまして、寄附金の受入れに伴う子育て支援センターの遊具購入や、所得控除の制度改正に伴うシステム改修費、昨今の物価上昇に伴い物価高騰対応重点支援交付金を活用した保育施設に対する補助金により、4,289万の増額を、計上しています。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（渡部清花君）： それでは、議案第57号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長(渡部清花君) : 次に、日程第13、報告第79号「箕面市教育委員会の所管に係る令和7年度箕面市一般会計補正予算(第8号)の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長 : 本件は、令和7年度当初予算編成以降の事務の変更などに伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和7年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容につきましては、議案書30ページからで、教育委員会事務局につきましては、歳出におきまして、ふるさと寄附金額の確定に伴い、未来子ども基金積立事業において785万5千円の増額を計上しています。学校教育部につきましては、歳入におきまして、国又は府からの交付金額確定、その他の増減により、2,540万9千円の増額を、歳出におきましては、学校教育施設整備基金積立金及び奨学資金給付基金積立金の増額により、4,864万2千円の増額を、それぞれ計上しています。子ども未来部につきましては、歳入におきまして、国又は府からの交付金額確定や令和7年度事業実施実績を踏まえた事業費の見直し、その他の増減により、1億5,975万4千円の減額を、計上しています。

○教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(渡部清花君) : それでは、報告第79号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長(渡部清花君) : 次に、日程第14、議案第58号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長 : 本件は、箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第7条第4項の規定に基づき、箕面市児童福祉施設会計指導員1名の委嘱をご提案するものです。

○教育長(渡部清花君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(渡部清花君) : それでは、議案第58号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○教育長(渡部清花君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可

決されました。

- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第15、議案第59号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を子ども未来部広域幼児育成課長に求めます。
- 子ども未来部広域幼児育成課長：本件は、箕面市認可保育施設等指導監査実施要綱第7条第3項の規定に基づき、箕面市児童福祉施設会計指導員10名の委嘱をご提案するものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、議案第59号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第16、報告第80号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、採用の発令について令和8年5月1日付けで3件、異動の発令について同日付けで2件、分限休職の発令について、かねてから病気療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い同年4月20日付けで1件、同年5月13日付けで1件、復職の発令について、同年5月1日付けで1件、退職の発令について、4月30日付けで2件行ったものです。
- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第80号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第17、報告第81号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。
- 教育委員会事務局教育総合政策課長：本件は、去る令和8年4月30日に開催された令和8年第4回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。ご承認くださるようお願いします。

- 教育長（渡部清花君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（渡部清花君）：それでは、報告第 81 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 教育長（渡部清花君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等がありますでしょうか。
- 教育長（渡部清花君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長（渡部清花君）：次に、日程第 18、議案第 60 号「行政文書部分開示決定に係る審査請求に関する箕面市情報開示審査会からの答申及び裁決の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）
（議案第 60 号に係る審議）

- 教育長（渡部清花君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案 13 件、報告 3 件は、全て議了いたしました。
- 教育長（渡部清花君）：これをもちまして、令和 8 年第 5 回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後 3 時 45 分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年箕面市教育委員会規則第25号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別添2のとおり

（提案理由）

箕面市立学校職員の非違行為に対する処分を厳正に行うため、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（平成24年箕面市教育委員会訓令第17号）第2条第1項の規定に基づき、諮問したので、報告するものである。

議案第69号

箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒
審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

箕面市立学校職員の非違行為に対する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果について、下記のとおり報告するとともに、同職員の処分について協議のうえ決定する。

令和8年（2026年）6月18日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡部 清花

記

別添2のとおり

（提案理由）

箕面市立学校職員の非違行為に関する事件について、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会から審査結果の答申を受けたので報告するとともに、同職員の処分について協議のうえ決定するため、提案するものである。